

**条例に基づく助言・あっせん手続きにおける  
第三者機関（三重県障がい者差別解消調整委員会）  
（※平成 31 年 4 月 1 日施行）**

**1 三重県障がい者差別解消調整委員会の役割（第 24 条第 1 項、第 5 項）**

- (1) 条例に規定する差別事案（不当な差別的取扱い（第 10 条）・合理的な配慮の不提供（第 11 条））を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てが知事にあり、助言又はあっせんを行うにあたって必要があると認めるとき、意見を聴く（諮問する）第三者機関【新設】。  
（なお、差別事案の当事者が県や県が設立した地方独立行政法人であるときは、第三者機関への諮問は義務。）
- (2) 知事の諮問に応じて調査審議を行う。
- (3) 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

**2 委員について**

- (1) 10 人以内で組織する（第 24 条第 2 項）。
- (2) 関係行政機関の職員  
学識経験のある者  
障がい者  
障がい者の福祉に関する事業に従事する者  
事業者その他知事が必要と認める者  
のうちから知事が任命する（第 24 条第 3 項）。
- (3) 任期は 2 年（第 24 条第 4 項）  
（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）
- (4) 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする（第 24 条第 5 項）。

※調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（第 24 条第 7 項）